

対比表の説明と記入要領

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

項目別対比表は最新のものを使用してください。
(令和3年1月27日法令施行法令版)

©CISTEC ←※32
 20□□. ◇ ◆ 施行政省令等対応 ←※4

※1→	貨物名：
※2→	メーカー名：
※3→	型及び銘柄：

(2/n) ←※5

← () ←※6	判定欄 ←※15	注 釈	記 入 欄
[省令] 第〇条 ←※7	該 当 ○ ←※16 非該当 × ←※17 対象外 - ←※18		↑ ※23 ↓
二 ○○○であって、 次のいずれかに該当するもの ホができるもの。 (ただし、□□□に該当するものを除く。)	【 】 ←※19		↑ ※30○○○である。
へであって、次のいずれかに該当するもの	[] ←※20		
(一)	《 》 ←※10] 除外※21	※30□□□ではない。
(二)	[] ←※10		
1であって、次のいずれかに該当するもの	[] ←※10		
一であって、次のいずれかに該当するもの	[] ←※10		
イ △△△△△ができるもの ←※11	[] ←※10		※30△△△△△できない。
ロであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの ただし、第5条第十号に該当するものを除く	《 》 ←※9	→5条十号※12	
(一)	[] ←※9		
(二) 砒素.....が5パーセント未満のもの	[] ←※9	*13ひ 砒	数値 (10パーセント) ↑ ※24
(三)	[] ←※9		
ハとができるもの ただし、次のいずれかに該当するものを除く	《 》 ←※12] 除外※12	
(一)	< > ←※22		
(二)	< > ←※22		
二を利用するものであって、 250メガヘルツを超える周波数で使用する ことができるもの	[] ←※28	※28 告示貨物	数値 (200メガヘルツ) ↑ ※24
2又は前号.....	[] ←※14	※14 前号=一号	
(三)が90パーセント以上のもの	[] ←※14		数値 (10パーセント)

判 定 結 果	※25 □該当 □非該当
該当項番 ←※29	
① 輸出令別表第1の項番 []	
② 貨物等省令の条項号等の番号等 []	
[]	

作成責任者：(作成年月日： 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ 印 ←※27

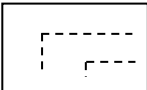
電 話 _____

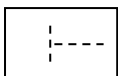
cf. ←※31

↑
※26

項目別対比表は、輸出する貨物や技術が、輸出令別表第1や外為令別表で規制されている貨物や技術に該当するかどうかをチェックするためのシートです。主に許可申請や通関の際に使用します。第三者が見てもわかるように簡潔に記入します。記入に際しては、誤りがないように、経済産業省安全保障貿易管理のサイトにある「貨物・技術のマトリクス表」等やQ&A、CISTEC発行の輸出管理品目ガイダンス等を参照しながら、記入して下さい。

- ※ 1: 貨物名を記入します。 例: ○○ポンプ
技術内容 (外為令別表の場合) 例: ○×ポンプの設計図面No. T00012
- ※ 2: 当該貨物のメーカー名を記入します。
- ※ 3: 型及び銘柄を記入します。
- ※ 4: 本シートの政省令の施行日を示します。
- ※ 5: 判定単位 (※ 6で示す別1項番) の本シートの枚数を/nで表わし、そのページを○/で表わします。
例えば (1/3) は3枚あるうちの1枚目を示します。対比表は、通常、コピー機でコピーをして記入しますので、この場合、3枚記入する必要があります。
- ※ 6: この場合、輸出令別表第1の項番を表しています。
- ※ 7: [省令] とは、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」 (貨物等省令) をいいます。
省令では複数の項が存在する場合には、第1項の表示は通常、省略されますが、本対比表では [第1項] と表示しています。なお、省令がない場合、政令である輸出令別表第1の規定となります。この場合、[輸出令] と表示しています。
- ※ 8: 判定を容易にするため、省令の場合、区切り記号として ----- を使用しています。
また、政令の場合、区切り記号として —— を使用しています。
なお、条文中の読点「。」は、ただし書きのある場合を除き省略する場合があります。

※ 9: 表内の区切り記号  で表されたものは、「かつ」 (and条件) を示します。

※10: 分割の区切り  で表されたものは、「又は」 (or条件) を示します。

※11: ・・・のように下線のある用語は、「輸出貿易管理令の運用について」 (運用通達)、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」 (役務通達) 等に解釈が規定されている用語です。

※12: 政令、省令で「～を除く。」と規定されている場合は、注釈欄に下記の例のような「除外」があります。なお、記入欄の関係で省略する場合もあります。

- ①「除く」 | →他の貨物 → (他の貨物 (別表第1の他項で記述されていれば当該項、別表第1に記述されていなければ非対象) で判定するため、ここでは判定しない。)
- ②「除く」 | → (三) --- → (同一項番の (三) で判定するため、ここでは判定しない。)
- ③「除く」 | →5条1号 --- →貨物等省令第5条第十号を参照。

※13: *は、ふりがなの必要な漢字について表示しています。

※14: 条文中「前号」又は「次号」とある場合、該当する号数を表記しています。
その他、欄外に注意書等がある場合にも「※」で表示しています。

※15: 判定欄には、【 】 [] 《 》 〈 〉 の各欄に○×のいずれかを記入します。

※16: ○は法令の規定内容に適合する場合に記入します。【 】以外は、ただちに、該当を表すものではありません。

※17: ×は法令の規定内容 (数値・機能等) に非該当 (適合しない) の場合に記入します。

※18: **対象外の [-] とは、規定された内容と明らかに異なる場合に記入します。**

(例) イ 測定器であって、・・・ [-] ← (判定するものが明らかに「測定器」でない。)

ロ 測定器であって、・・・ [×] ← (判定するものが「測定器」であるが数値・機能等が該当しない。)

対象外 (-) と非該当 (×) は、似た概念ですので、第三者から見て、わかりづらい場合は、記入欄に簡潔な理由を記入します。

※19: 【 】は、最終判定欄を表します。[] 《 》 〈 〉 の部分判定欄を総合的に検討し、最後に【 】に記入します。
ここが最終的に○になった場合、判定結果は該当です。

※20: [] 部分判定欄です。最終判定を行うための段階的な判定となります。

※21: 《 》除外判定を示します。ここが○の場合、《 》と同一の区切り記号の [] 欄は、通常、×となります。

※22: 〈 〉 は、除外に関する部分判定欄です。最終判定の《 》を行うための段階的な判定となります。

※23: 貨物の説明、解説、除外の判定理由等を第三者が見てわかるように記入します。

非該当又は対象外の場合は、特に他の記載事項から明らかな場合を除き、判定理由の記入が必要です。

※24: 数値の規制は、原則、数値で答えます。根拠になるデータがあれば参考に添付する。

※25: 最終的に輸出令・省令に該当 (許可が必要) か非該当かの判定結果を表示します。

※26: 貨物、技術の内容に通じた該非判定責任者の氏名・連絡先を記入します。例: 技術担当部長

※27: 該非判定の責任者が記名押印します。

※28: 「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」を「告示貨物」として参考に表記しています。
「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」 (提出書類通達) の別表2の付表を「付表技術」と参考に表記しています。

※29: 該当している場合で、許可申請の際に、**必要に応じて**、項番・条項番号を記入して下さい。

※30: 対比表には、単に○×を記入するのではなく、通常一般人が見ても容易に該非が判断できる合理的な理由・数値を記入欄等に記入します。

※31: 注意すべき事項を記載しています。

※32: **項目別対比表の著作権は、一般財団法人安全保障貿易情報センター (CISTEC) が有しています。**本書の性質上、本書を購入された方が必要な頁をコピー機でコピーをして、そのコピーした紙に記入して通関や許可申請等にご使用いただくことは、問題ありませんが、**CISTECの許諾なく、項目別対比表をワードやエクセル等で電子的に複製することは禁止されています。**項目別対比表を電子的に複製することは、著作権法に違反します。CISTECでは、不正を発見した場合、必要な法的措置 (刑事・民事) を講ずる場合があります。なお、項目別対比表の電子ファイルは、CISTECサイトにある該非判定コーナーで有償で提供しております。

注：項目別対比表は最新のものを使用してください。下記は記入のポイントについての紹介です。

輸出貿易管理令 別表第

2 貯蔵容器用

©CISTEC

2013.10.15

「項目別対比表」を記入する場合は、最新の「経済産業省の貨物・技術のマトリクス」（又は、関係法令集）を見ながら記入して下さい。
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

別1項番	3- (2) 次に掲げる貨物であつて、 軍用の化学製剤の製造に用いられる装置 又はその部分品若しくは附属装置である ものうち 経済産業省令で定める仕様のもの
1	貯蔵容器
イ	ニッケル又はニッケルの含有量が 全重量の40パーセントを超える合金
ロ	ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、 かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを 超える合金
ハ	ふっ素重合体
ニ	ガラス
ホ	タンタル又はタンタル合金
ヘ	チタン又はチタン合金
ト	ジルコニウム又はジルコニウム合金
チ	ニオブ又はニオブ合金

下線のある用語は、通達で用語の解釈が規定されている。各項の最後にある用語の解釈で必ず判断する。この例の場合は、「製造に用いることができる装置をいう。」と規定されている。

緑色部分を最初にチェックし、最後に該非を記入する。

数値の規制には原則、数値で回答する。

判定結果が、「該当」になる場合、適宜、記入する。「非該当」の場合は、不要。

貨物名	活魚運搬容器
メーカー名	〇×〇×株式会社
型及び銘柄	FISH-ALIVE2013-S1型

判定欄	注 釈
該 当 ○ 非該 当 × 対象外 -	
〇 [×]	数値 (0.7立方メートル) SUS304を使用。鋼材メーカーの成分表を参考に添付。
[×]	数値 (ニッケル 10.5%) 数値 (ニッケル 10.5%) 数値 (クロム 20%)
[-]	左記の材料は使用していない。
[-]	なぜ対象外なのか、理由を簡潔に記入する。
判定結果	□該当 ■非該当
該当項番	
① 輸出令別表第1の項番	[]
② 貨物等省令の条項号等の番号等	[]
	[]

単に〇×でなく、通常の一般人でも判断できる簡潔な理由を記入する。わかりやすい資料（成分表やカタログ等）があれば、添付する。

作成責任者：(作成年月日：2013年12月1日)

会社名 〇×〇×株式会社

所属・役職 技術部長

(フリガナ)
氏 名 安全 太郎 印

電 話 03 (1234) 5678

経済産業省、税関、警察等からの問い合わせに、回答できる管理職が記名押印をする。

該当か非該当か、レ点等でチェックする。上記以外にも、輸出令別表第1の対象になっている他の機能がある場合は、関係する項番でチェックする。技術・プログラムは、外為令別表でチェックすること。